

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において以下の対応が必要

○ 国内の農業生産の基盤である農地の確保

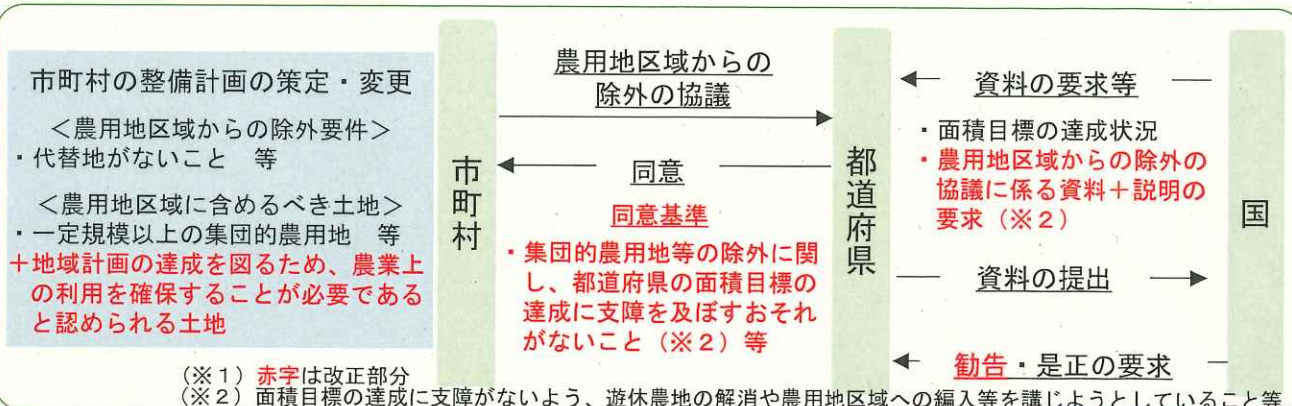
○ 農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

※ 耕地面積(出典：耕地及び作付面積統計)
461万ha(平成21年)→430万ha(令和5年)

法律案の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- ① 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記し、これを踏まえ、国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化
(第1条、第1条の2、第3条の2第2項及び第4条第2項)
- ② 農地の確保のための措置の整備
(第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項)



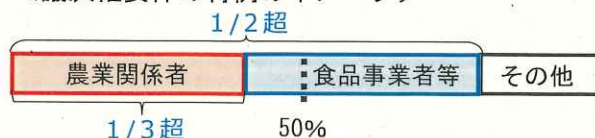
2. 農地法の改正

- ① 農地転用に係る手続の厳格化
 - ア 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築
(第4条第7項及び第5条第3項)
 - イ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設
(第51条第3項)
- ② 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備
 - ア 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加
(第3条第2項)
 - イ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化
(第2条第3項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- ① 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化
(第22条の7)
- ② 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置
(第3章の2等)

<議決権要件の特例のイメージ>



<農村現場の懸念払拭措置>

- ・計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定
- ・農地の転用等を農林水産大臣が都度認定
- ・計画認定後も農林水産大臣が監督 等

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

令和6年2月

農林水産省

I 趣旨

我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、農地の違反転用に対する措置の強化、農地所有適格法人の経営基盤の強化に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

II 法律案の概要

1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の一部改正

（1）法の目的及び考え方の明確化

法の目的及び考え方として、農業生産に必要な農用地等の確保及び国民に対する食料の安定供給の確保について明記するとともに、国及び地方公共団体がそれぞれ農用地等の確保に努めなければならない旨を規定する。

【第1条及び第1条の2関係】

（2）農用地の総量確保のための措置

① 農用地区域からの除外に係る都道府県の同意基準の追加

ア 市町村から除外に係る協議を受けた都道府県知事の同意について、新たにその基準として、農用地区域からの除外要件の全てを満たすと認められる場合及び県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合を規定する。

【第13条第6項関係】

イ 都道府県知事がアの同意をするに当たって、市町村に対して、除外による県目標面積への影響を緩和するために講じようとする代替措置の内容等を記載した書面を求める旨を追加する。

【第13条第5項関係】

② 国の関与に係る手続の整備

ア 都道府県が市町村から農用地区域からの除外に係る協議を受けた場合において、当該協議に係る土地が政令で定める規模以上であるときは、国は都道府県に協議資料の写しの提出を求める旨の規定を追加する。

【第5条の2第1項関係】

イ 国は、県面積目標の達成状況や除外協議に係る資料（ア）について、必要に応じて、都道府県知事に対して説明を求めるとともに、必要な場合は技術的助言や勧告を行うことができることとする。

【第5条の2第2項及び第4項関係】

(3) その他食料の安定供給の確保に向けた所要の措置の整備

① 農用地等の確保に係る国と地方公共団体の施策の連携強化等

ア 基本指針の記載事項として、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項を追加する。【第3条の2第2項】

イ 国が基本指針を作成する際、国と地方の協議の場を設ける旨を規定する。

【第3条の2第4項】

② 農用地区域に定めるべき土地の明確化

農用地区域に定めるべき土地として、地域計画の達成のために農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地を追加する。

【第10条第3項関係】

2 農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正

(1) 農地所有適格法人に係る要件の追加

農地所有適格法人の議決権要件について、拒否権付株式に係る種類株主総会においても、農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを追加する。

【第2条第3項関係】

(2) 農地等の権利取得に係る許可要件の明確化

権利取得者の耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うかどうかを確認する要件に、農作業に従事する者の配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を追加する。【第3条第2項関係】

(3) 農地転用許可における定期報告等を行う仕組みの構築

農地転用の許可条件として、申請に係る事業の実施の状況について都道府県知事等に定期報告すること等を明記する。【第4条第7項及び第5条第3項関係】

(4) 違反転用に係る原状回復等の措置命令に従わない場合の公表

都道府県知事等は、原状回復等の措置命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、公表することができることとする。

【第51条第3項関係】

3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正

(1) 農業経営発展計画制度の創設

認定農業者として一定の実績を有し、地域計画に位置付けられた農地所有適格法人が、農業経営に係る物資又は役務の取引の相手方と出資を通じて提携し、経営基盤を強化するための国による計画認定制度を創設する。

① 申請者の適格要件

ア 認定農業者として5年を下らない一定期間以上の実績を有し、かつ、地域計画に位置付けられた農地所有適格法人であること

【第16条の2第1項関係】

イ 農地の権利移転及び転用並びに取締役の選解任の決定について株主総会の特別決議を要する旨の定款の定めがあること 【第16条の2第1項関係】

② 提携する食品事業者等に関する要件

ア 認定を受けようとする者の農業経営に係る物資又は役務の取引をする者であること 【第16条の2第1項関係】

イ 農林水産省令で定める業種に該当すること 【第16条の2第3項関係】

③ 計画の取組内容に関する要件

ア 地域計画の達成に資するものであること 【第16条の2第3項関係】

イ 取組内容が農業経営発展計画に掲げる目標を達成するために適切なものであること 【第16条の2第3項関係】

ウ 物資又は役務の取引が継続的に講じられると見込まれることその他の基準に適合していること 【第16条の2第3項関係】

エ 申請者が農地の全てを適正に利用していること、農地の権利移転及び転用については農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること 【第16条の2第3項関係】

オ その他国が定める基準に照らして適切なものであること

【第16条の2第3項関係】

④ 認定を受けた農地所有適格法人の議決権要件の特例

①から③までの要件を満たし、国の認定を受けた場合には、農業関係者が1／3超の議決権を有していること、農業関係者又は食品事業者等が過半の議決権を有していることを要件とする特例を措置する。 【第16条の5関係】

⑤ 監督措置等

ア 認定を受けた農地所有適格法人が、農地の権利移動、転用など農業経営発展計画の内容を変更しようとするときは、国が都度確認し、その認定を受けなければならないこととする。 【第16条の3第1項関係】

イ 当該農地所有適格法人の定期報告義務を措置することとする。

【第16条の6第1項関係】

ウ 国は、当該農地所有適格法人に対し、イの報告のほかに随時報告を徴求できることとし、これらの報告に基づき必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。 【第16条の6第2項及び第3項関係】

エ 国は、当該農地所有適格法人等に関する情報について、都道府県知事、市町村及び農業委員会と相互利用できることとするとともに、関係行政機関の長等に対し、資料の提供その他の協力を求めることができることとする。

【第16条の7及び第30条の2関係】

(2) 地域計画の区域内における遊休農地に関する裁定申請の期限短縮・義務化

地域計画の区域として定められている農地について、遊休農地として農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関する勧告が行われた旨又は探索を行っても所有者が不確知である旨の通知がされた場合にあっては、都道府県知事が農地中間管理権を取得すべき旨を裁定するまでの期間を短縮するとともに、農地中間管理機構は当該裁定の申請をしなければならないものとする。

【第22条の7関係】